

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」等の一部改正について

平成 23 年 12 月  
国 土 交 通 省  
自動車局環境政策課

1. 概要

国土交通省では、自動車の燃費性能及び排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、これらの性能の高い自動車の普及を促進するため、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」(平成 16 年国土交通省告示第 61 号。以下「燃費公表要領」という。)及び「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成 21 年国土交通省告示第 933 号。以下「特定改造算定要領」という。)並びに「低排出ガス車認定実施要領」(平成 12 年運輸省告示第 103 号。以下「低排認定要領」という。)を定め、これらに基づき、燃費性能及び排出ガス低減性能に関する評価・公表を実施しているところ。

現行の燃費公表要領及び特定改造算定要領では、平成 22 年度燃費基準に対する達成レベルに対応した制度を設けているが、平成 22 年度末時点で販売されている自動車の型式の約 7 割が平成 22 年度基準を達成しているところ。また、現行の低排認定要領では、平成 17 年排出ガス基準に対応した認定制度を設けているが、平成 21 年排出ガス基準(ポスト新長期規制)の導入等により、排出ガス低減性能についても、着実に向上しているところである。

これらの状況を踏まえ、燃費・排出ガス低減性能等について、より高いレベルの基準に則した制度にする必要があるため、各実施要領を改正することとする。

2. 改正の概要

- (1)燃費公表要領及び特定改造算定要領に、平成 27 年度燃費基準の達成度に応じた評価・公表制度、算定方法を追加する等の改正を行う。
- (2)低排認定要領に、平成 21 年排出ガス基準に対応した認定・公表制度を追加する等の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布日	平成 24 年 2 月上旬
施行日	公布の日